

ＥＴＦの組成形態に関する上場廃止基準等の見直しに伴う 有価証券上場規程等の一部改正について

平成25年6月28日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、本年7月17日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

これまで、上場内国ＥＴＦについて組成形態の変更¹があった場合には、上場を廃止することとしておりましたが、当取引所は、近時の実務の状況等を踏まえ、投資者保護に配意しつつもＥＴＦ組成における一定の自由度を確保する観点から、上場内国ＥＴＦの組成形態の変更が公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合には、上場を継続する取扱いを設けることとし、有価証券上場規程等の一部改正を行うこととします。

改正の概要は下記のとおりです。

記

II 改正概要

1. 組成形態に関する上場廃止基準の例外措置の新設

- ・上場内国ＥＴＦの組成形態の変更があった場合において、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして、次に掲げる事項を勘案し、当取引所が認めるとき、上場を継続します。
 - 投資信託財産の種類の変更に伴うカウンター・パーティの信用状況の変更内容
 - 信託報酬の変更内容
 - 設定方法及び交換方法の変更内容
 - その他これらに準ずるものとして当取引所が適当と認める事項

(備 考)

- ・有価証券上場規程第1112条第1項第3号a、有価証券上場規程施行規則第1113条第5項各号

※なお、組成形態の変更の実施をご検討の際は、当取引所にご連絡ください。

2. その他

- ・その他所要の改正を行うものとします。

III 施行日

平成25年7月17日から施行します。

以 上

¹公社債投資信託以外の証券投資信託（投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託又は特定外貨建等証券投資信託以外の投資信託を除く。）の受益証券でなくなる場合又は投資信託法施行令第12条第1号若しくは第2号に掲げる受益証券でなくなる場合をいいます。